



令和8年2月3日（火）発表  
NUMAZU CITY PRESS RELEASE  
沼津市 報道取材情報

「消費者」について学ぼう！  
～「消費生活サポーター養成講座」～受講者募集

要旨

近年多様化する悪質商法、契約トラブル、特殊詐欺等に対応する知識を身につけられる「消費生活サポーター養成講座」を開催します。消費者トラブルに関する知識を、各専門家から一度に学べる機会となっています。

概要

1 消費生活サポーターとは

自身のライフスタイルや経験にあわせて、消費生活に関する知識を自ら「学び」、情報を身近な方へ「伝える」と共に、地域を「見守る」、地域の応援団です。

2 開催内容

とき・場所(全2回)	内容	講師
2月16日(月) 13:30～16:30 市役所8階801会議室	市内の消費者トラブルの事例と対処法	市消費生活相談員
	特殊詐欺の現状と対処法	沼津警察署生活安全課署員
2月24日(火) 13:30～16:30 市民文化センター第2練習室	消費者を守る法律や契約の基礎知識	弁護士 渡邊洋二郎 さん
	消費者トラブル気づきのポイント	市消費生活相談員

3 申込 先着50名(市内に住むまたは通勤・通学する18歳以上の人)

電話、メールまたは[専用フォーム](#)にてお申し込みください。

※1日のみの参加も可能です。

※サポーターへの登録を希望する人は、両日の受講を要します。



専用フォーム

お問い合わせ先

沼津市役所 政策推進部 生活安心課 消費生活センター  
直通:055-934-4841



# 消費生活センター養成講座

参加  
無料

## 「消費者」について 学ぼう！



賢いぬまづの「たからっこ」

沼津市消費生活センターとは・・・

ご自身のライフスタイルや経験にあわせて、消費生活に関する知識を自ら「学び」、情報を身近な方へ「伝える」と共に、地域を「見守る」、地域の応援団です！（公的資格を付与するものではありません）

「消費者」に少しでも関心のある方、お待ちしております！

日時

2/16(月) 2/24(火) 両日とも  
13:30~16:30

※1日のみの参加も可能です。

※センターへの登録を希望する人は、両日の受講をお願いします。

申込

先着50名（市内に住むまたは通勤・通学する18歳以上の人）

1/22(木)から電話、メールまたは専用フォームにて  
お申し込みください。



会場・講座内容

↑申込専用フォーム

【2/16(月)】

時間 13:30~16:30

会場 市役所8階801会議室

○市内の消費者トラブルの  
事例と対処法

講師：市消費生活相談員

○特殊詐欺の現状と対処法

講師：沼津警察署生活安全課署員

【2/24(火)】

時間 13:30~16:30

会場 市民文化センター第2練習室

○消費者を守る法律や契約の  
基礎知識

講師：弁護士 渡邊洋二郎 さん

○消費者トラブル気づきの  
ポイント

講師：市消費生活相談員

お問い合わせ

沼津市生活安心課 消費生活センター

TEL : 055-934-4841

MAIL : soudan@city.numazu.lg.jp